以下の作業を行う団体等を募集します。

【岩木川（ビオトープ）除草作業】

次のとおり募集します。

令和８年６月２６日

分任支出負担行為担当官
東北地方整備局
岩木川ダム統合管理事務所長　平舘 淳一

１．募集の概要等

（１）募集の目的

河川法第９９条の趣旨に鑑み、岩木川ダム統合管理事務所が管理する岩木川水系直轄区間（青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地内）において、良好な河川環境の保持のため、除草作業を行うものである。

（２）履行場所等

岩木川ダム統合管理事務所管内岩木川水系岩木川（青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地内）における作業で、２．の参加資格要件を満たし、かつ、最低価格で応札した者と、契約締結するものとする。

（３）作業内容

別添仕様書による

（４）履行期間　　契約締結の日の翌日　～　令和８年１１月１３日

（５）本作業を契約する団体については、２．に示す参加資格要件を有することを証明する資料（別紙）をもって審査し、見積もり合わせの結果、予定価格の範囲内で最低価格者と請負契約する。

２．参加資格要件

以下の要件を満たすものとする。

（１）河川法施行規則第３７条の６に規定する河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であり、かつ、当該業務内容に関する実施体制があること。

（２）青森県内の河川において、過去５カ年度以内に業務（活動）の実績があること。

・業務（活動）：河川敷における除草、河川における清掃作業

（３）河川協力団体においては、河川協力団体指定証における「業務を行う河川の区間」が、本作業の履行場所を包含すること。

（４）本募集に関する説明書及び仕様書等の交付を受けた者であること。

（５）警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（６）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（７）東北地方整備局から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中でないこと。

３．本契約に関する手続等

（１）契約に関する担当部局

〒０３６－１４２２　青森県中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢１３８－２
東北地方整備局 岩木川ダム統合管理事務所 総務課
電話０１７２（８５）３０３５　ＦＡＸ０１７２（８５）３０６１

（２）説明書及び仕様書等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 ： 令和８年６月２６日（金）から令和８年７月１０日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１６時００分まで。
② 交付場所 ： ３（１）．契約に関する担当部局による。
③ 交付方法 ： 手渡し又は郵送等により交付する。

（３）参加資格要件を有することを証明する資料及び見積書等

① 提出期間 ： 令和８年６月２６日（金）から令和８年７月１０日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１６時００分まで。
② 提出場所 ： ３（１）．契約に関する担当部局による。
③ 提出方法 ： 持参又は郵送等 （郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。） により提出する。

（４）業務内容に関する担当部局

〒０３６－１４２２　青森県中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢１３８－２
東北地方整備局 岩木川ダム統合管理事務所 管理課
電話０１７２（８５）３００７　ＦＡＸ０１７２（８５）３０３６

４　その他

（１）手続きにおいては使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約書の作成　：　要

（３）支　　払　：　完了精算払とする。

（４）見積心得　：　説明書及び仕様書等の交付時に同封する。内容を熟読のこと。

（５）見積方法　：　見積書に記載する金額には消費税及び地方消費税を含めること。

（６）契約保証金　：　免除